

議案第14号

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月19日提出

関市長 山下清司

提案理由

消防団員の報酬及び費用弁償を改定等するため、この条例を定めようとする。

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項を次のように改める。

3 団員が出動した場合は、その区分に応じて、次の表に定める出動報酬を支給する。

出動の区分	出動報酬
災害出動 警戒出動	出動時間が2時間を超えるまでごとに2,000円
災害出動及び警戒出動以外の出動	1回につき1,000円

第13条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「第1項の場合を除き、」を削り、同項を同条第1項とし、同条中第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の出動に係る出動手当の支給については、なお従前の例による。